

大学卒業(見込)者対象

鳥取県警察官採用試験 (令和2年4月採用予定 警察官A (2回目)) 受 験 案 内

◆鳥取県人事委員会◆ 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎7階
電話(0857)26-7553 FAX(0857)26-8119 インターネット<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinji/>

- ◎ 年齢要件を35歳以下に引き上げました。(年齢基準は令和2年4月1日現在)
- ◎ 体力検査の内容を、シャトルラン、反復横跳び、立幅跳び、上体おこし、長座体前屈、握力の6項目に変更した。

1 受付期間・試験日・試験会場・第1次試験合格者発表日・採用候補者発表日

受付期間	【インターネット】 8月2日(金)午前9時 ～9月2日(月)午後5時 ◎できるだけインターネットによる申込みをお願いします。 ◎期間内に正常に申込みが完了したものに限り受け付けます。申込みが完了すると「申込完了通知メール」が送信されますので、必ず確認してください。 【持参・郵便・信書便】 8月2日(金)～9月2日(月) ◎持参による場合の受付時間 8:30～17:15 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。 ◎郵便又は信書便の場合は、9月2日(月)までの消印等(9月2日(月)までに受け付けたことが明確に確認できるもの)のあるものに限り受け付けます。 ※余裕を持って早めに申込み手続きを行ってください。
第1次試験	9月22日(日) ◎開場時刻 8:20 ◎試験開始時刻 8:40 ◎試験終了予定時刻 13:00(警察官(自己推薦)以外) 15:30(警察官(自己推薦)) [試験会場] 鳥取会場:鳥取大学共通教育棟(鳥取市湖山町南四丁目101) 米子会場:鳥取大学医学部講義・実習棟(米子市西町86)
第1次試験合格者発表日	10月9日(水)午後2時(予定)
第2次試験	11月14日(木)、15日(金)(予定) ◎第2次試験の時間割は別途通知します。 [試験会場] 鳥取県警察本部庁舎会議室(鳥取市東町一丁目271) 鳥取県警察学校(鳥取市伏野46-5)
採用候補者発表日	12月12日(木)午後2時(予定)

2 試験区分・採用予定時期・採用予定者数・職務内容

試験区分	採用予定時期	採用予定者数	職務内容
警察官（男性）	令和2年4月1日	2名程度	警察官として、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。
警察官（女性）		1名程度	
警察官（自己推薦）		1名程度	

- (注) 1 上記5つの試験区分のうち、1つ選んで受験してください。
 2 第1次試験、第2次試験の成績がそれぞれ一定以下の場合、第1次試験合格者なし又は採用候補者なしとする場合もあります。
 3 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

3 受験資格

(1) 生年月日及び学歴要件

昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和2年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）。

※「人事委員会が同等の資格があると認める人」については、8ページをご覧ください。

(2) 欠格要件

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・日本国籍を有しない人
- ・地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることのできない人
 - 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験	150点 警察官として必要な一般的な知識及び知能（社会科学・人文科学・自然科学に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力）についての大学卒業程度の筆記試験 [多肢選択式・・・50問 2時間]
	適性検査	— 職務遂行等に関する適性についての検査
	資格加点	20点 別表1に掲げる資格等を有する者に対し、1分野10点（2分野以上の場合20点）を加点します。（資格加点の対象及び申請方法は別表1のとおり。） （警察官（男性）、警察官（女性）受験者のみ）
	アピール論文	200点 警察業務にいかせる自分の経験や知識等をアピールする筆記試験 （警察官（自己推薦）受験者のみ） [1問 1時間30分]
第2次試験	人物試験	500点 個別面接による人物についての口述試験
	論文試験	200点 警察官として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験 （警察官（自己推薦）受験者以外） [1問 1時間30分]
	適性検査	— 職務遂行等に関する適性についての検査
	身体検査	— 警察官の職務に求められる身体検査（検査項目は別表2のとおり。）
	体力検査	— 警察官の職務に必要な基礎体力の検査 （シャトルラン、反復横跳び、立幅跳び、上体起こし、長座体前屈、握力）

- (注) 1 第1次試験日に実施する適性検査及びアピール論文の評価は第2次試験で行います。（第1次試験合格者のみ判定します。）
 2 第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。
 3 第2次試験以降の手続は警察本部が実施します。
 4 第1次試験で実施する教養試験の例題及び論文試験の過去3年間、アピール論文の過去の問題は、鳥取県人事委員会のホームページに掲載します。

＜別表 1＞ 資格加点の対象及び申請方法（警察官（男性）、警察官（女性）受験者のみ）

	分野	資格・免許・検定（資格等）	証明書類
対 象	英 語	実用英語技能検定（英検） 2級以上 TOEIC 470点以上 （団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く） TOEFL(PBT) 460点以上 TOEFL(CBT) 140点以上 TOEFL(iBT) 48点以上 国際連合公用語英語検定試験 C級以上	合格証明書、 公式認定証、 スコアレポート など
	中 国 語	中国語検定試験 3級以上 漢語水平考試 4級以上かつ180点以上（平成21年12月13日以前に実施された試験については3級以上） TECC 400点以上	
	韓 国 語	ハングル能力検定試験 準2級以上 韓国語能力試験 4級以上	
	柔 道	2段以上（公益財団法人講道館の段位に限る）	段位証書、段位 証明書など
	剣 道	2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟の段位に限る）	
	財 務	日商簿記検定試験2級以上	合格証書など
	情報処理	情報処理安全確保支援士試験又は情報処理技術者試験により取得した 経済産業省管轄の国家資格	
申請方法	<p>1 資格等の申請 受験申込書に申請する資格等について記載し、資格等を証明する書類の写し（A4用紙に複写したもの）を受験申込書と一緒に提出（インターネットにより申し込む場合はファイルを添付）してください。</p> <p>2 第一次試験当日 資格等を証明する書類の原本を第一次試験に持参してください。</p> <p>※受験申込時に取得済みで、かつ資格等を証明する書類がある資格等に限りです。 ※受験申込書に資格加点の記載がない場合、受験申込時に証明書類の写しの提出がない場合、第一次試験時に証明書類の原本により資格等の確認ができない場合は加点されません。</p>		

＜別 表 2＞ 身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること、又は矯正視力が1.0以上であること。
色 覚	職務執行に支障がないこと。
聴 力	職務執行に支障がないこと。
一般内科系検査	職務執行に支障がないこと。
四肢の運動機能	職務執行に支障がないこと。

※一般内科系検査にはレントゲン検査もあります。

（参考）警察官（自己推薦）で求める人材

警察業務にいかすことができる資格や専門知識・技能、優れた身体能力を有する方

- （例）①行政書士、ヘリコプター操縦士、大型二輪自動車運転免許、一級又は二級小型船舶操縦士、潜水士、山岳ガイド、日商簿記（2級以上）等の資格を有する方
②海外留学・勤務経験があるなど、外国語の能力を有する方
③全国や都道府県レベルのスポーツ大会及び音楽コンクール等に出場経験のある方

※あくまで一例であり自分が持つ経験や知識等が警察業務にいかせるとアピールできる方であればどなたでも受験できます。

5 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

（1）第1次試験合格者

第1次試験の教養試験と資格加点の得点を合計した得点（警察官（自己推薦）にあつては、教養試験の得点）の得点の高い順に決定します。

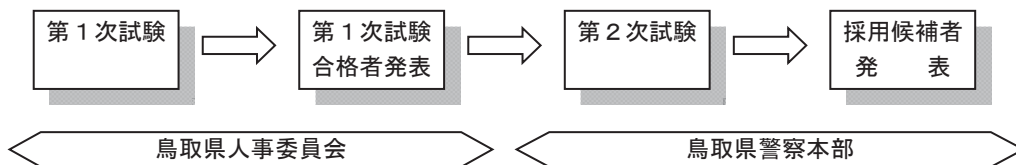
なお、第1次試験の教養試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は不合格とします。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とします。

（2）採用候補者

第1次試験の教養試験と資格加点の得点（警察官（自己推薦）にあつては、教養試験の得点）にかかわらず、第1次試験で実施する適性検査（警察官（自己推薦）にあつては、適性検査及びアピール論文）の結果と第2次試験の結果により決定します。

- (3) 証明書等
採用候補者の決定後、採用までに受験資格の確認のため卒業証明書等を提出していただく場合があります。
なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。



6 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

第1次試験合格者及び採用候補者の受験番号を鳥取県人事委員会のホームページに掲載し、併せて県庁本庁舎（採用候補者については警察本部庁舎）の1階屋内掲示板に掲載するとともに、第1次試験合格者及び採用候補者に通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

なお、第2次試験の開示手続等の詳細については、鳥取県警察本部警務課人事第二係（警察本部（代表）0857-23-0110）までお問い合わせください。

開示対象の試験	開示請求ができる人	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者本人又は代理人	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	第1次試験合格者発表日から1年間	鳥取県人事委員会事務局（県庁第二庁舎7階）
第2次試験		試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	採用候補者発表日から1年間	鳥取県警察本部警務課（鳥取県警察本部庁舎3階）

試験結果の開示の請求は、**受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。**電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。手続等の詳細については、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望する受験者は、第1次試験日当日に切手（定形郵便物25g以内を郵送できる額）を貼った受取先明記の通知用封筒【長形3号（12.0cm×23.5cm）】を持参してください。**試験当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

※1 切手の金額は消費税によって変動する場合があります。金額については郵便局のホームページ等でご確認ください。

※2 教養試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合、順位はありません。

8 採用方法及び給与等

(1) 採用方法

採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載されます。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、名簿に登載された人のうちから採用者を決定します。

なお、採用候補者名簿は、名簿確定の日から原則として2年間有効です。

(2) 採用時期

採用は、原則として令和2年4月1日の予定です。ただし、成績下位の者については、欠員等の状況により、令和2年4月2日以降の採用となる場合があります。

(3) 採用後の処遇

採用後は、巡査に任命され、見習生として警察学校に入校し、所定の初任教育を受けた後、それぞれの勤務地に配属されます。

また、実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上位の階級へ昇進する道が開かれています。

(4) 給与

平成31年4月1日現在における初任給は、月額219,800円です。

一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。

昇給は、原則として毎年1回行われます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

採用時までに給与改定等があった場合は、それによります。

9 受験申込手続

(1) インターネットにより申し込む場合

鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上の注意事項に従って申し込んでください。

* 注意事項

- ・受験票作成にプリンタが必要です。お持ちでない場合はコンビニエンスストアのプリントサービス等をご利用いただくか、郵送又は持参により申込みをお願いします。
- ・ご使用の機器や環境によっては、一部対応できない場合があります。
- ・資格加点を希望される申込者は、資格等を証明する書類の写しのファイルを添付してください。

【申込手順】

①パソコン、スマートフォンの環境設定

「pref-tottori@s-kantan.com」からのメールを受信できるように設定してください。

なお、携帯電話（スマートフォンを除く）からの申込みはできません。

②受験申込み

申込みが完了すると、「申込完了通知メール」「審査完了通知メール」の電子メールが順次、申込みの際に登録したアドレスに送信されます。

申込後直ちに「申込完了通知メール」の電子メールが届かない場合又は申込後2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）経っても「審査完了通知メール」の電子メールが届かない場合は、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。

これらの電子メールに記載されている整理番号とパスワードは受験票作成の際に必要ですので、メールを削除しないように注意してください。

③受験票の作成 ※9月13日（金）頃に申込みの際に登録したアドレスに電子メールが送信されます。

次の方法により受験票を自分で作成し、試験当日に持参してください。

- ・「受験票作成依頼メール」の電子メールが届いたら、鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上部にある「申込内容照会」をクリックします。
- ・「申込完了通知メール」に記載されている整理番号とパスワードを入力し申込内容を表示させます。
- ・受験票様式（PDFファイル）をダウンロードのうえ印刷します。
- ・印刷した様式から切り取り線に沿って受験票を切り取り、写真を貼ります。

※ 「受験票作成依頼メール」は、9月13日（金）頃に送信されます。

その際、鳥取県人事委員会のトップページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinji/>) とメールマガジン「鳥取県職員採用試験情報」でお知らせします。

(2) 持参、郵便又は信書便により申し込む場合

提出書類	<p>①申込書 1部 記載要領をよく読んで、受験申込書・受験票に必要な事項を記入の上、提出してください。（<u>写真の貼付、履歴書等は申込時には不要です。</u>） ※ 申込みできる試験区分は、1つに限ります。 ※ 資格加点を希望される申込者は、資格等を証明する書類の写しを提出してください。</p> <p>②返送用封筒 1通 受験票を郵便により返送するため、82円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を併せて提出してください。</p>
申込先	<p>鳥取県人事委員会事務局 所在地：鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎7階 電話(0857)26-7553</p> <p>〔持参により申し込む場合〕 上記の鳥取県人事委員会事務局へ、直接ご持参ください。</p> <p>〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 宛先：〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県人事委員会事務局 ※ 封筒の表に赤字で「警察官A受験」と書いてください。 ※ 郵便の場合、特定記録などによるのが確実です。 万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に郵便又は信書便で申し込んだことが明確に確認できない場合は、理由の如何を問わず受理しません。（郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。） ※ 受付期間内に郵便又は信書便で申し込んだ場合であっても、切手料金不足等により申込者に返送され、結果的に受付期間外の申込みとなった場合など、申込者の責による申込みの遅延等の場合、理由の如何を問わず受理しません。</p>
受験票の交付	<p>受験票は、提出いただいた返送用封筒により後日郵送しますが、<u>9月13日（金）までに到着しないときは、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。</u></p>

受験申込書記載要領

黒又は青のボールペン・万年筆を用い、※欄（受験番号、人事委員会処理欄）を除く全ての欄にもれなく記入してください。

該当する口の中には、レ印を付し、その他の該当する項目は○で囲んでください。

記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。

また、受付期間終了後は、申込内容の変更はできません。

〔試験区分〕

鳥取県警察官採用試験は、3つの試験区分に分かれていますので、受験する区分を1つ選んでください。

〔現住所及び緊急連絡先〕

棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話をお持ちの場合は、その電話番号と電子メールアドレスも記入してください。緊急連絡先が現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。

〔第1次試験合格通知宛先〕

現住所と異なる場合は、受取先住所の郵便番号、住所、氏名を正確に記入してください。現住所と同じ場合は記入不要です。

〔学歴欄〕

学歴欄には最終学校名及びその直前の学校名について記入してください。また、受験資格を満たす学歴については、必ず記載してください。

なお、「卒業見込」とは来春卒業見込みのことを、「在学」とは来春以降も在学可能であることをいいます。

〔資格加点〕

警察官（男性）、警察官（女性）の申込者のうち資格加点の希望者のみ記入してください。

10 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集する個人情報については、次の目的以外には利用しません。

- ① 採用試験及び採用に関する事務に利用します。
- ② 個人が特定できないように処理した上で、今後の募集活動のための資料として利用します。

第1次試験に関する注意事項

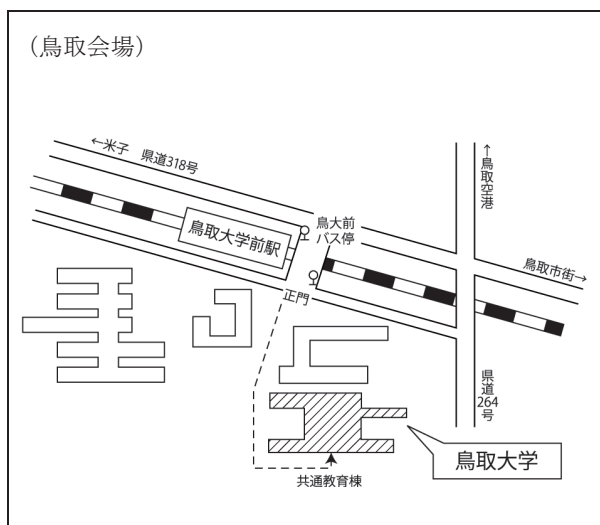
- 1 試験当日は、必ず試験開始時刻までに掲示や係員の指示に従って試験室に入室してください。
- 2 受験の際は受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、よく消える消しゴム）、昼食（警察官（自己推薦）の受験者のみ。警察官（自己推薦）以外の受験者は不要です。）、時計（計時機能だけのものに限ります。試験時間中に携帯電話を時計として使用することは認めません。）、資格等の証明書類の原本（資格加点の希望者のみ。）を持参してください。
- 3 冷房を入れる場合がありますので、温度調節のできる服装でお越しください。
- 4 試験会場及びその周辺に駐車場はありませんので、試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。
- 5 試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、鳥取県人事委員会のホームページ、携帯版ホームページ及びメールマガジン『鳥取県職員採用試験情報』でお知らせしますので、事前に確認の上、試験会場へお越しください。

〈参考〉各試験区分における前回の鳥取県警察官採用試験（警察官A）実施結果

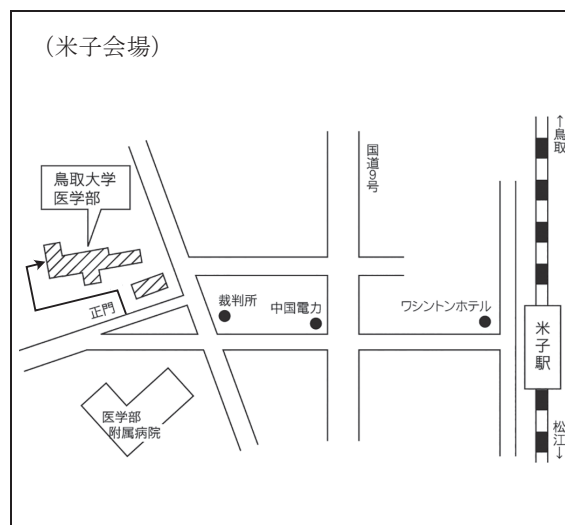
平成30年度4月（1回目）、9月（2回目）実施

試験区分		第1次試験 受験者数(A)	第1次試験 合格者数	採用候補者数 (B)	受験競争率 (A)/(B)
男性	1回目	54 名	38 名	13 名	4.2 倍
	2回目	11	9	3	3.7
女性	1回目	19	14	7	2.7
	2回目	5	5	1	5.0
自己推薦	2回目	3	3	3	1.0

試験会場案内図



※ JR鳥取大学前駅より徒歩約5分



※ JR米子駅より徒歩約15分

★ 「バスネット」のご利用が大変便利です！

携帯電話で県内の公共交通機関の経路や時刻表が検索できます。



公共交通機関で試験会場へご来場の際は、携帯電話やパソコンから出発地・目的地を入力するだけで最も便利な経路（バス路線、乗車・下車する駅・バス停等）が最新ダイヤの運行時刻付きで表示される「バスネット」（<http://www.ikisaki.jp>）が便利です。ご利用ください。

● 鳥取県人事委員会からのお知らせ ●

★ 人事委員会の携帯版ホームページもご利用ください！

携帯電話で採用試験情報をご覧いただけます。合格発表も確認できますので、是非ご利用ください。



★ メールマガジン(パソコン専用)を配信しています！

人事委員会事務局では、メールマガジン『鳥取県職員採用試験情報』を配信しています。

（携帯電話には対応していません。）

職員採用試験に関する情報や説明会の開催情報など、随時お知らせしていますので、是非ご登録ください。人事委員会のホームページ（パソコン版）で登録できます。

★ フェイスブックで情報を配信しています！

<https://www.facebook.com/torisaiyou>

★ ツイッターで情報を配信しています！

https://twitter.com/tottori_jinji

人事委員会が同等の資格があると認める人の範囲一覧

警察官採用試験における学歴要件「人事委員会が同等の資格があると認める人」の範囲は以下のとおりです。
なお、これに該当する場合は、警察官Aの対象となり、警察官Bの区分では受験することができませんので、ご注意ください。

- ・国立看護大学校看護学部の卒業者
- ・気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る）の卒業者
- ・海上保安大学校本科の卒業者
- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構法による独立行政法人大学評価・学位授与機構からの学士の学位の取得者
- ・防衛省設置法による防衛大学校の卒業者
- ・国立大学法人法による国立大学法人筑波大学理療科教員養成施設（旧東京教育大学附属の特殊教育教員養成施設及び理療科教員養成施設を含むものとし、学校教育法による短期大学又は特別支援学校（平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校及び聾学校を含む。）の専攻科卒業後の2年制の課程に限る。）の卒業者
- ・独立行政法人水産大学校法による独立行政法人水産大学校（「高校3卒」を入学資格とする4年制のものに限る。）の卒業者
- ・独立行政法人航空大学校法による独立行政法人航空大学校（旧航空大学校を含むものとし、昭和62年8月以降の「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者
- ・外国における大学等の卒業者（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）
- ・旧琉球教育法による大学の4年課程の卒業者
- ・旧司法試験（平成14年法律第138号附則第7条第1項の規定による司法試験及び同法による改正前の司法試験法による司法試験をいう。）の第2次試験の合格者
- ・公認会計士法による公認会計士試験の合格者
- ・平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験の合格者
- ・保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業者
- ・職業能力開発促進法による職業能力開発大学校若しくは職業能力開発総合大学校の応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）又は職業能力開発総合大学校の長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程、旧職業訓練大学校の長期課程、長期指導員訓練課程及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程を含む。）の卒業者
- ・都道府県立農業者研修教育施設（農業改良助長法施行令第3条に基づき農林水産大臣の指定する教育機関をいう。）の研究課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者
- ・都道府県立農業講習施設（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業者
- ・森林法施行令第9条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業者
- ・旧鯉淵学園専門課程（修業年限4年のものに限る。）の卒業者
- ・旧電気事業主任技術者資格検定規則による第1種資格検定試験の合格者
- ・学校教育法による大学に置かれる夜間の学部の修了者又は通信教育の課程の修了者
- ・学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定に基づく文部科学大臣告示により大学院入学資格が認められる専修学校専門課程の修了者
- ・学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことがある者、又は在学中の者（飛び入学）
- ・その他「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」の規定により、基準学歴区分「大学卒」の資格を有すると認められる者